

監 査 委 員

4年監査公表第6号

令和2年度、平成29年度、平成24年度及び平成18年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、京都府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年7月22日

京都府監査委員 兎 本 和 久  
 同 北 岡 千はる  
 同 森 敏 行  
 同 橋 本 幸 三

令和2年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

- 第1 包括外部監査テーマ  
 勤労者福祉会館の現状と課題について
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置  
 次のとおり
- (1) 指摘事項

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
1 長期間にわたる現金在高と帳簿残高の不一致 丹後会館において、現金在高と帳簿残高とが長期間にわたって一致しておらず、それに気付かなかった指定管理者の会計管理状況に懸念を有する。 定期的な現金実査とその記録保存、及び少なくとも月末時点での帳簿残高との整合性の検証等により、差異が発生した場合でも適時に発見できるような体制の構築が必要である。 （報告書 182 ページ）	（労働政策課） 令和3年度からは入出金の都度、現金在高と帳簿残高を複数体制で確認するようにし、適正な会計管理に努めており、令和4年度における京都府による現地調査において確認した。	措 置 済 み
2 指定管理者自身に対する再委託 中丹会館の指定管理者は指定管理業務のうち、清掃業務に関して京都府知事の承認を得て再委託を行い再委託に係る支払いを事業実施報告書で委託費として京都府に報告しているが、当再委託先は指定管理者の清掃業務部門であり実態は再委託ではない。本来は指定管理者自身が行う指定管理業務として、清掃業務に従事する者の給与を人件費、消耗品等の経費を発生形態別の費目で指定管理経費として事業実施報告で報告し、清掃業務から発生する損益を指定管理者の実施事業の損益として反映させた報告を行わなければならない。現状では清掃業務に伴い指定管理者に発生した損益は京都府に報告されていない形になるため改善が必要である。 （報告書 223 ページ）	（労働政策課） 令和2年度収支決算報告書以降、指定管理者は清掃業務に従事した者の給与を人件費、消耗品等の経費を消耗品費として指定管理経費に計上するよう見直しており、令和3年度における京都府による現地調査において確認した。	措 置 済 み
3 不正確な収支決算報告書 中丹会館の指定管理者が提出した業務報告書における収支決算報告書は数値が不正確となっており、指定管理者において収支決算報告書の作成プロセスの見直しを行う必要がある。当該誤りは業務報告書の収支決算報告書の外見上明らかに誤りとわかる部分であることから、京都府においても収支決算報告書を検証するプロセスを見直す必要がある。	（労働政策課） 指定管理者において収支決算作成のチェック体制を構築しており、令和3年度における京都府による現地調査において、令和2年度収支決算報告書が改善されていることを確認した。	措 置 済 み

<p>また、中丹会館が作成した収支決算報告書は、監査人も指定管理者自らも、指定管理者の帳簿と照合することができなかった。指定管理者が実施報告書に記載する収支決算報告書は指定管理者の帳簿により作成される必要があり、検証可能でなければならない。 (報告書 238 ページ)</p>		
<p>4 施設の統廃合等の検討</p> <p>勤労者福祉会館における利用実態は、当初の設置目的である勤労者に交流と文化・体育活動の場を提供し、勤労者福祉の増進に寄与するという役割から相当程度低下しているが、京都府内のスポーツの拠点としての利用や地域のサークル等に利用されている実態を肯定的に捉え、実態に即した目的の変更を考えていく必要がある。</p> <p>しかしながら、建物の老朽化が認められることから、勤労者福祉会館が保有する公共体育館及び公共会議室の果たすべき役割を再検討し、建物法定点検の結果も踏まえて会館を長寿化すべきか、近隣類似施設との統廃合を行うべきか等、施設の存続是非について早期に検討を開始し、数年内に決断を下さなければならない。</p> <p>(あり方を再検討する観点)</p> <p>① 建物・設備の老朽化による維持管理コスト ② 利用状況(利用率、利用収入)、職業訓練を含めた利用ニーズ ③ 地元(所在地)市町の利用への偏在度(広域利用となっているか) ④ 代替施設の有無 (報告書 247 ページ)</p>	<p>(労働政策課)</p> <p>令和3年度に、府立勤労者福祉会館あり方検討委員会を設置しており、外部の有識者等の意見を参考に、今後の会館のあり方について検討しているところである。</p>	<p>改善 中</p>
<p>5 建築基準法に定める定期点検の未実施等</p> <p>全ての勤労者福祉会館は、建築基準法における特定建築物に該当し、同法に定める定期点検を実施する必要があるにもかかわらず、同法において定期点検の義務が課された平成17年以降、法定点検が実施されておらず、法令遵守違反の状態である。外壁や屋根(屋上防水)の劣化は建物の寿命に大きく影響を与えることから、一級建築士等による定期点検を速やかに実施すべきである。</p> <p>また、指定管理者基本協定書の業務仕様書において、建物の法定点検を指定管理者の負担で実施することが明記されておらず、当該法定点検の実施主体が明確でないことから、直ちに実施主体を確定し、指定管理者において実施するものとする場合には、当該業務仕様書に建物の法定点検業務を追加記載し、必要な経費を支弁する必要がある。 (報告書 249 ページ)</p>	<p>(労働政策課)</p> <p>令和2年度に、法定点検の実施主体を指定管理者基本協定書の業務仕様書により明確にし、全ての会館で法定点検を実施した。令和3年度以降も、京都府において法定点検に係る予算を措置しており、仕様書を見直した上で指定管理者が法定点検を実施したところである。</p>	<p>措置 済み</p>
<p>6 公有財産及び備品等の適正な管理について</p> <p>指定管理業務経費による公有財産及び備品の買替や更新等において、適切に資産計上されていない事例があり、結果として公有財産台帳や備品台帳の登録内容が一部形骸化してしまっていた。適切な台帳の管理が可能となるよう、担当課は正しい会計処理を要請し、適時適切に台帳に登録するなど、台帳の現物確認の重要性を認識しなければならない。</p> <p>会館が購入した備品(Ⅱ種)についても、備品に該当しないと独自に判断して台帳を作成していない会館があることから、金額的重要性が高い、又は会館の運営や利用者の利便性を高めるために、必要に応じて管理すべき物品を特定し、確実に管理できるようにするためにも、資産名、購入日、所在場所を記載した備品管理台帳を整備すべきである。</p> <p>京都府から貸与された備品(Ⅰ種)及び備品(Ⅱ種)ともに利用されないまま放置されているものや、所在</p>	<p>(労働政策課)</p> <p>京都府において、指定管理業務経費により買替や更新した全ての資産について現物を確認し、適切に備品登録を行った。</p> <p>また、指定管理者が購入した物品で備品に該当しない消耗品等についても、管理が必要と思われるものについては、台帳を整備し、適切に管理するよう改善した。</p> <p>さらに、未使用で老朽化した資産を特定し、安全上の観点から廃棄処分を行い改善を図った。</p>	<p>措置 済み</p>

<p>不明で会計上除却処理がなされていないものが散見される。このような備品について京都府と協議し除却を進めていくことは、老朽化した資産による不意の事故の発生や情報漏洩等を防止するという観点からも必要であり、京都府としても使用に耐えない備品を指定管理者に貸与すべきではない。 (報告書 255 ページ)</p>		
<p>7 小修繕の定義の明確化 小修繕の定義としては、指定管理業務に必要な修繕に係る支出ということのみで、具体的な定義の定めはないが、小修繕については通常の指定管理料とは異なり実費精算する取扱いであるため、小修繕の定義を明確にする必要がある。口丹波会館の小修繕支出には、範囲内かどうか悩ましい内容が含まれていた。 また、指定管理者からの小修繕の報告内容については、当該定義に合致する支出か否か明確にわかる内容にする必要がある。 (報告書 256 ページ)</p>	<p>(労働政策課) 京都府として指定管理者に対し、小修繕の定義を通知しており、指定管理者においては修繕一覧表を作成するとともに、京都府に対し完了報告書及び履行確認書類を提出するよう改善した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>8 利用者数・利用率の算定方法 勤労者福祉会館における利用者数は、運営目標とされているにもかかわらず、その集計方法が指定管理者に対して明示されていない。会議室の定員から判断すると利用者数が非常に多い案件や、体育館を終日全面使用するイベントで、午前・午後・夜間の各区分かつ体育館の2面ごとに集計しており、申請人数の6倍が集計されている事例が見受けられた。 統一された指標で比較することで初めて会館利用の良否は正しく判断できることから、時間貸しで利用に供しているテニス・フットサルコートや個人の利用者が各自器具を利用するトレーニングルームの利用率においては、指定管理者と京都府の担当課が協議し、時間ごとの利用率や、定員に対する利用実績などにより、より実態を反映させた方法で算出することが望ましい。 また、災害などによる利用休止期間中については算定期間から除外すべきものとする。 (報告書 259 ページ)</p>	<p>(労働政策課) 令和4年度から、会館の利用人数の実態を把握し、今後の利用状況の分析のデータに資するために、スポーツ大会や地元市町催事等多数の来場者が見込まれる場合には、利用人数総数を利用者数として集計することとした。 また、テニスコートの利用率については、利用可能時間に対する利用率を把握できるよう見直した。 さらに、災害などによる利用休止期間中については算定期間から除外することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>9 勤労者福祉会館と地域職業訓練センターとの費用按分 城南会館と城南訓練センターの件数費按分計算について、職員を担当業務割合に応じて按分して試算した結果と収支報告の件数費とを比較した結果、城南会館及び職業訓練センターの件数費に差異が生じた。両者の事業活動を適切に収支計算に反映させるために、事業計画に記載のとおり、件数費を各職員の担当業務割合に応じて城南会館及び職業訓練センターの会計に按分計上するべきである。また、丹後訓練センターが丹后会館の一室をパソコン教室として無償で借用しているが、指定管理者は同教室の使用によって生じる光熱費等を按分していない。指定管理事業経費の中に指定管理事業に使用しない費用が混在してしまっているため、指定管理者は合理的な基準で費用を按分すべきである。 (報告書 262 ページ)</p>	<p>(城南地域職業訓練センター) 令和3年度から件数費を各職員の担当業務割合に応じて城南会館及び職業訓練センターの会計に按分計上している。 (丹後地域職業訓練センター) 令和3年度から丹後訓練センターが丹后会館の一室を借用する際の光熱費等は、部屋にメーターを設置し、使用量に応じて訓練センターが費用を負担するようにしている。</p>	<p>措置済み</p>

(2) 意見

監 査 の 結 果	対 応 の 内 容
<p>1 アンケート調査の利用者属性 山城会館で実施されているアンケート調査における利用者住所の区分は、府内又は府外ではなく、井手町、山城地域、京都市以南、京都市、他地域の区分で回答者を分析することが、管理区分として望ましい。 (報告書 63 ページ)</p>	<p>(労働政策課) 山城会館のアンケートの属性について、井手町、山城地域、京都市、南丹・中丹・丹後地域、他府県の区分とすることとして見直した。</p>

<p>2 収支報告の正確性</p> <p>山城会館の平成30年度の収支決算報告書では、本社管理費が予算計上されているにもかかわらず、実績としての計上漏れが確認された。指定管理者からの収支報告は、指定管理料の金額の適否の評価をする上で重要であるため、収支決算報告書を正確に記載すべきである。</p> <p>(報告書 66 ページ)</p>	<p>(労働政策課)</p> <p>収支決算報告書等の作成に関して、指定管理者において誤りや計上漏れがないかのチェック体制を構築し、令和3年度における京都府による現地調査において、令和2年度収支決算報告書が正確に作成されていることを確認した。</p>
<p>3 体育館の個人利用を認める運営</p> <p>口丹波会館の指定管理者が京都府に提出している業務計画書には、個人利用の場合の利用料金額が記載されているが、口丹波会館のホームページの利用料金表には個人利用の場合の利用料金額の掲載がなく、現に個人利用の例はない。これは、個人利用の場合でも体育館の1面を使用することから、団体利用と同額の利用料金を受領する運用を行っており、個人での利用を認めていないものである。</p> <p>しかし、山城会館においては、体育館の1面の半分の面積で6人以下での利用かつ当日申込の場合、個人利用料金を適用しており、現に個人利用料金での利用がある。</p> <p>京都府の施設である以上、口丹波会館においても、体育館の個人での利用を可能とする運営を行い、より多くの住民にサービスを提供するべきである。</p> <p>(報告書 74 ページ)</p>	<p>(労働政策課)</p> <p>口丹波会館において、令和3年度から体育館の個人利用を可能とし、その旨を会館ホームページの利用料金表に掲載した。</p>
<p>4 指定管理者における費用按分の方法</p> <p>京都府が支出する指定管理料の算定に当たっては、指定管理者が指定管理業務を行うために必要な経費から利用料金収入見込み額を差し引いた額となる。</p> <p>従って、指定管理業務に必要な経費を適切に算出するため、口丹波会館に関する指定管理業務と口丹波会館以外の業務に共通する費用については、一定期間の作業時間を記録し算定した口丹波会館に関する業務時間割合や、指定管理者全体の収入予算に占める口丹波会館の収入予算の割合等、客観的な基準に基づいて按分した金額を口丹波会館の指定管理業務の経費に計上することが望ましい。</p> <p>(報告書 104 ページ)</p>	<p>(労働政策課)</p> <p>指定管理者における人件費や総会費などの共通経費については、指定管理者全体の収入予算に占める口丹波会館の収入予算の割合等に基づいた客観的な基準により計上するよう見直しており、令和3年度における京都府による現地調査において令和2年度収支決算報告書が改善されていることを確認した。</p>
<p>5 指定管理業務に必要な経費の範囲についての協議</p> <p>口丹波基本協定書の別紙仕様書に定められている指定管理業務に直接当てはまらない事項に関する支出を指定管理業務の経費に含める場合には、予算策定段階において京都府と協議することが望まれる。</p> <p>(報告書 105 ページ)</p>	<p>(労働政策課)</p> <p>指定管理業務に直接当てはまらない事項に関する支出を指定管理業務の経費に含める場合には、事業計画書を提出する段階において京都府と協議を行うよう指定管理者を指導した。また、指定管理者へのヒアリングの実施や京都府による指定管理業務経費の総勘定元帳の閲覧により、令和2年度の支出において指定管理業務に直接当てはまらない事項に関する支出はなかったことを確認した。</p>
<p>6 決算報告書における科目誤り</p> <p>収支決算報告書において、適切な科目に計上していないものが確認された。収支決算報告書を作成する際には事実即した適切な科目に計上するよう慎重な処理が求められる。</p> <p>(報告書 106 ページ)</p>	<p>(労働政策課)</p> <p>収支決算報告書を作成するに当たり、事実即した適切な科目で計上するよう指定管理者を指導し、令和2年度収支決算報告書において改善されていることを確認した。</p>
<p>7 Wi-Fiの利用料金について</p> <p>城南会館はWi-Fiの利用方法について試行錯誤している段階であるが、利用者は通常、自己のパソコンを持ち込んでWi-Fiを利用するため、Wi-Fiの利用料金をパソコンの利用料金に含めることには違和感がある。</p> <p>また、Wi-Fiの利用料金を別途記載することで、城南会館がリモートオフィスとして利用可能であることを周知することが可能であり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた働き方が求められる中、テレワークやWeb会議の利用が促進される効果も期待できる。</p> <p>従って、京都府のフリーWi-Fiとは別に、城南会館がWi-Fiを設置しリモートオフィスとしての利用を認め</p>	<p>(労働政策課)</p> <p>利用者の利便性を図るため、館内会議室の利用者は、フリーWi-Fiとは異なるセキュリティが高いWi-Fiを無料で利用できるようにしたところであり、既にリモートオフィスとしての利用実績も出てきているところである。</p>

<p>ているのであれば、Wi-Fi単独の利用料金を設定し、ホームページやチラシの料金表に掲載するか、施設利用料金に含めて無料にされてはどうか。 (報告書 117 ページ)</p>	
<p>8 60歳未満の者に対する利用促進について 城南会館の年齢別利用状況は60歳以上が63.4%を占めている。会館の情報が主に利用者同士で入手されている状況に鑑みれば、同年代の者同士での情報交換により利用者が固定化され、利用者の高齢化とともに利用者年齢層の偏りが更に生じかねない。 宇治市の30歳未満人口は減少しているものの、人員構成は60歳未満が大半であり、これらの年代の利用者が増加する余地は十分にある。 現状、城南会館ではキッズ英語教室や親子プログラミング教室を開催するなどにより、60歳未満の年代の利用者を促進する施策が実行されているが、これらの年代に対する積極的な広報活動やこれらの年代向けの教室やセミナーを積極的に開講するなど、60歳未満の利用者を促進する施策の強化を検討されたい。 (報告書 135 ページ)</p>	<p>(労働政策課) 城南会館の指定管理者は職業訓練センターの運営においてプログラミング講座を実施している強みを活かし、キッズプログラミング教室や親子プログラミング教室等の事業を積極的に実施し、ファミリー層の拡大に向けた取組を行っている。</p>
<p>9 勤労者福祉事業、勤労者スポーツ事業及び自主事業の予算と実績の差異について 勤労者福祉事業、勤労者スポーツ事業及び自主事業において、予算時点と実績とで受講者数に大きな差がある事業が見受けられた。予算策定時点で受講者数を正確に見積もることは困難であるが、過去の実績や広報の方法を考慮するなど、予算時点の受講者数の見積りを可能な限り精緻に行うことが望まれる。 (報告書 145 ページ)</p>	<p>(労働政策課) 指定管理者が毎年度作成する必要がある各種事業の事業計画書について、作成時点での社会情勢等を踏まえて事業の実現性を確認するよう指定管理者に指導しており、また、京都府においても、書面審査や現地調査等により、随時確認することとしている。</p>
<p>10 第1教室の地方税機構への貸出しと利用料金の開示 城南訓練センターの第1教室は地方税機構に平日の午前・午後のみ貸出しが行われており、教室の貸出状況に鑑みれば、地方税機構が利用することで施設の有効利用が図られるとも考えられるが、城南訓練センターは認定職業訓練や地域の勤労者の福祉の目的に利用されるものであり、地方税機構への貸出しは施設の本来の使用目的とは異なる使用との懸念がある。 また、第1教室は地方税機構に対する日々貸出しのため、事実上一般の利用者の利用はできないものの、城南訓練センターのホームページやチラシには第1教室の紹介や利用料金が掲載されており、利用可能であるかのような記載となっている。一般の利用者が利用できないのであれば、第1教室の利用料金等についてチラシやホームページの記載方法を検討すべきである。 (報告書 148 ページ)</p>	<p>(人材育成課) 地方税機構は、他の利用者と同様の手続を踏まえた上で、平日の午前・午後には第1教室を利用していたところ、その利用実態を踏まえ、令和3年度からは、平日夜間や土日も利用料金を徴収することとした。第1教室におけるホームページでの広報については、引き続き、検討してまいりたい。</p>
<p>11 会計原則の尊重と税務専門家の関与 指定管理者の会計記録は、総勘定元帳の最終記帳額と決算書が一致していない。決算修正仕訳を総勘定元帳に記録せずに別途資料から決算書を作成する方法は、会計原則に照らして適切ではない。正確な会計帳簿を作成し、その正確な会計帳簿を基礎とした財務諸表を作成するのが正規の簿記の原則であるから、指定管理者は全ての取引仕訳を正しく会計帳簿に記載しなければならない。運営法人が自ら税務申告を行う姿勢は評価されるが、帳簿記録を整備しない個人事業主が選択するような白色申告を長期間選択していたなど、税法への法令遵守の点で課題があると認識される。消費税も複数税率が導入されて計算が複雑化しているため、費用対効果を勘案した関与度合で税務専門家にチェックしてもらうなどの</p>	<p>(労働政策課) 今後も会計記録、帳簿等の作成においてより正確に行えるよう努めていくとともに、税務専門家の関与については、費用対効果を勘案した上で検討してまいりたい。</p>

<p>方法を検討されたい。 (報告書 213 ページ)</p>	
<p>12 施設の統廃合等の方向</p> <p>(1) 体育館併設型会館（山城会館・口丹波会館） 広域からの利用が認められ、利用率 80%を上回っていることから存続維持すべきと考える。</p> <p>(2) 職業訓練併設型会館 ア 城南会館 会議室の利用率約 60%、利用人数はピーク時の半分以下、利用者の 60%が所在する宇治市民であり、職業訓練での利用が一定含まれている。近隣に代替し得る施設が十分にあること、複数の重要設備が耐用年数超過等している状況の中で、建物を共有する国に施設継続の積極的な意思がない現状を鑑みれば、会館の建物が合理的に維持しうる間に、国との調整や職業訓練を含めた地元活用について協議を進め、譲渡又は廃止を検討すべきである。</p> <p>イ 丹後会館 利用率は約 25%、利用人数は減少傾向が続き、地元利用は約 70%となっており、職業訓練や京都府による利用が一定含まれている。施設の劣化は顕著であり、近隣に類似施設もあることから、会館の建物が合理的に維持しうる間に職業訓練を含めた地元活用について協議を進め、譲渡又は廃止を検討すべきである。</p> <p>(3) 会議室型会館（中丹会館） 利用率は約 40%、利用人数はピーク時の半分以下、福知山市所在の利用者が 50%を超えており、近隣には近年に竣工した市民プラザなどがある。福知山市への譲渡や近隣類似施設への役割統廃合を今から準備し、それが難しい場合には早期に廃止を決断すべきである。 (報告書 247 ページ)</p>	<p>(労働政策課) 令和3年度に、府立勤労者福祉会館あり方検討委員会を設置しており、外部の有識者等の意見を参考に、今後の会館のあり方について検討しているところである。</p>
<p>13 指定管理者候補者の自由な発想を可能とするプロポーザルの実施 プロポーザルの実施において、指定管理者の候補者からは、利用料金収入の増加だけでなく、設備投資についても提案してもらうなど、自由な発想の提案（期間長期化・インセンティブ）を可能とするような制度改革を検討されたい。 (報告書 252 ページ)</p>	<p>(労働政策課) 令和4年度から令和6年度までの指定管理者の募集において、指定管理者から自由な発想を提案してもらうためにプロフィットシェアリング制度を導入したところである。</p>
<p>14 勤労者福祉会館の指定管理者に対する京都府の管理監督方法に関して 収支決算報告書の作成において、山城会館では本社管理費の計上が漏れていたりと、中丹会館では数値が不正確となっている事例があったことから、収支決算報告書の検証方法を見直す必要がある。 勤労者福祉会館の指定管理者の管理監督方法に関して、京都府による定期監査のほか、リスクに応じて京都府の担当課が定期的に現地調査する仕組みを検討されたい。 (報告書 254 ページ)</p>	<p>(労働政策課) 指定管理者に対し、収支決算報告書等の作成におけるチェック体制を強化するよう指導しており、令和3年度における京都府による現地調査において、令和2年度収支決算報告書が改善されていることを確認したところである。</p>
<p>15 貸出管理簿の整備 現在、貸与品の貸出管理簿は作成されておらず、貸与品の使用終了後に利用者が元の位置に戻しているかを指定管理者が確認しているとのことである。 貸出品が適切に返却され、実在しているかを管理するためにも、貸出管理簿を作成し、適宜、台帳との整合性を確認することが望ましい。 (報告書 255 ページ)</p>	<p>(労働政策課) 全ての会館において貸出管理簿を整備し、貸出品の返却等、現物確認をその都度行うように改善した。</p>
<p>16 修繕費総額を超える場合の手続 指定管理者基本協定書では、協定で定められた修繕費の総</p>	<p>(労働政策課) 令和2年度の修繕費報告において、指定管理者基本協定書第</p>

<p>額を超える修繕を行う場合には京都府と指定管理者が協議することとしているが、毎年度、修繕費総額が予算の修繕費総額を超えているにもかかわらず、当該協議に係る書面を確認できない例があった。</p> <p>指定管理者基本協定書において、修繕費が総額を超える場合の京都府と指定管理者との協議方法について明確にする必要がある。</p> <p>(報告書 256 ページ)</p>	<p>9条第2項により、年度ごとの修繕費を超える修繕を行う場合は、府に文書で協議をするよう指導し、改善した。</p> <p>京都府においては、年度開始前に指定管理者への留意事項の通知を发出し、引き続き、適正な事務処理に努めてまいりたい。</p>
<p>17 事業計画の変更にあたる事業中止の取扱い</p> <p>事業計画として掲げられた勤労者福祉事業や勤労者スポーツ事業・自主事業についてやむなく事業計画を変更する場合は、指定管理者基本協定書に基づき指定管理者は京都府と協議を行い、協議結果を文書で残すべきである。</p> <p>(報告書 257 ページ)</p>	<p>(労働政策課)</p> <p>事業計画を変更する場合は、基本協定書により府と文書で協議をするよう指導を行った。</p> <p>京都府においては、年度開始前に指定管理者への留意事項の通知を发出し、引き続き、適正な事務処理に努めてまいりたい。</p>
<p>18 利用料金設定の見直し</p> <p>勤労者福祉会館の利用料金は、消費税率の改定に伴う値上げが行われたのみであり、抜本的な料金の見直しは行われていないが、開館当時と比べ、社会・経済情勢が変化していることを踏まえて、利用料金の体系が会館の目的に照らし適切かどうか、近隣類似施設との比較等総合的に検討することが望まれる。</p> <p>例えば、稼働率の悪い会議室については、1時間ごとの利用料金を設定すること、体育館の部分利用においても平日と土日休日で利用料金を変えることや年間予約における場合の追加料金設定が考えられる。</p> <p>さらに、条例では、体育館の利用料金について、営利を目的とする催物のための使用の場合には上限額を4倍とする旨が規定されているが、体育館以外の会議室等では同様の記載がない。勤労者福祉会館は会社などの営利目的団体による利用料金を徴収して行われる教室等にも利用されており、利用料金を増額することを検討されたい。</p> <p>(報告書 257 ページ)</p>	<p>(労働政策課)</p> <p>令和4年度から令和6年度までの指定管理者の募集の際に、利用料金設定に関して、利用者やサービスの向上に配慮し、指定管理者の候補者に対し新たな視点からの柔軟な提案を求めたところである。</p> <p>今後、当該提案内容も含めて、会館のあり方を検討していく中で、利用料金についても検討してまいりたい。</p>
<p>19 附属設備及び使用料の開示</p> <p>勤労者福祉会館のホームページには附属設備の有料貸出しについて記載されているが、設備の内容及び利用料金は記載されていない。</p> <p>会館の設備内容は、初めての利用者にとっては利用を検討する際に重要な情報となることから、指定管理者において附属設備の内容及び利用料金をホームページで公表することが望ましい。</p> <p>(報告書 258 ページ)</p>	<p>(労働政策課)</p> <p>指定管理者において附属設備の設備内容及び利用料金について、令和2年度から各指定管理者のホームページに掲載しており、引き続き、利用者の利便性の向上に取り組んでまいりたい。</p>
<p>20 施策を引き出す目的の運営目標設定</p> <p>利用率や利用者数のほか、利用団体数なども運営目標の項目に含めることで、利用団体数を増やすための施策が創出できる可能性があるため、運営目標として、施策を引き出す目的で設定するものや時代に合った新たな項目を設定することを期待したい。</p> <p>(報告書 259 ページ)</p>	<p>(労働政策課)</p> <p>今後、会館のあり方を検討していく中で、利用率・利用者数以外の運営目標設定についても検討してまいりたい。</p>
<p>21 アンケートの回収枚数</p> <p>平成19年度包括外部監査における提言があったにもかかわらず、利用者アンケートの回収枚数が著しく少ない例が散見された。アンケートの配布方法等を工夫し、利用者のニーズや満足度の傾向をつかむことに役立つ十分な枚数のアンケートを回収するべきである。回収枚数の目安として利用者数の一定割合を設けるのも一案であるが、地域でのイベント開催時に来館された人は会館利用者とは言い難いため、実施時期にも配慮が必要である。京都府の担当課においては、回収枚数を含め有効なアンケートが実施されているかモニタ</p>	<p>(労働政策課)</p> <p>全ての会館において、利用者のニーズや満足度を把握しサービス向上に繋げるため、アンケート調査、利用者懇談会等を、それぞれ少なくとも年1回実施することとした。</p> <p>実施内容については、効果的な業務運営に資するよう指定管理者において精査することとし、調査結果や対応策等については京都府に報告するとともに、翌年度の事業計画に反映させることとした。</p>

<p>リングし、必要であれば指定管理者に改善指導する必要がある。 (報告書 260 ページ)</p>	
<p>22 利用促進に向けた評価分析 利用促進のために利用者の声を直接聞く機会となる利用促進懇談会について、利用者団体の参加が極めて少ない例があり、開催日を工夫する必要がある。また、京都府の担当課においても、会館運営に役立つ利用促進懇談会となっているかモニタリングし、必要であれば改善指導する必要がある。そもそも、アンケートを広範に行って実際の利用者の声を吸い上げの方が実効性は高まると思われるため、改善を検討されたい。 また、指定管理者及び京都府の担当課は、利用者数や利用率の計画値との乖離分析を行っていない。計画数値の裏付けとなる施策の評価も合わせて分析してこそ次年度以降の指定管理業務に資すると考えられるため、利用率・利用者数の目標と実績が一定程度乖離する場合には、京都府は、指定管理者が実施した事業の効果を把握、分析評価することが望ましい。 (報告書 260 ページ)</p>	<p>(労働政策課) 全ての会館において、利用者のニーズや満足度を把握しサービス向上に繋げるため、アンケート調査及び利用者懇談会等を、それぞれ少なくとも年1回実施することとした。 実施内容については、効果的な業務運営に資するよう指定管理者において精査することとし、調査結果や対応策等については京都府に報告するとともに、翌年度の事業計画に反映させることとした。</p>
<p>23 職業訓練センターから自主事業や勤労者スポーツ事業への繰入 収支報告上、勤労者福祉会館事業の収支と職業訓練事業の収支は各事業の収支の実態を明らかにするため、両者を明確に区分すべきである。勤労者福祉会館事業の収入に職業訓練センターでの収入を原資とする赤字補填を含めると、勤労者福祉会館事業の収支が歪められてしまい実態を表さなくなってしまう。 事業の収支の実態を適切に報告するという観点からは、収支報告に指定管理者である職業訓練法人からの赤字補填額を含めるべきではない。 (報告書 261 ページ)</p>	<p>(労働政策課) 令和2年度からは、収支報告書において職業訓練センターから自主事業や勤労者スポーツ事業への繰入れを行わないように改善しており、引き続き、京都府においても、書面審査及び現地確認により、適正な会計処理を指導していく。</p>
<p>24 現金管理の不備 複数の会館において、一時的に現金在高と帳簿残高が一致しない事案があった。例えば、城南会館では日々の利用料金収入は「現金保管承認回議書」で管理されているが、会計システムへの記帳も利用料金受取日で行い、現金の入出金の動きに合わせて金銭出納帳及び総勘定元帳に記帳する必要がある。 また、帳簿現金と実物現金の乖離を生じさせないように、担当者以外の者により定期的又は不定期に現金在高と帳簿残高の一致を確認し、その証跡を残す対応が望ましい。 (報告書 262 ページ)</p>	<p>(労働政策課) 指定管理者に対し、従来の現金主義ではなく、発生主義で会計処理を行うよう指導した。 また、現金の管理については、担当者だけでなく複数でのチェック体制や、定期的又は不定期に現金と帳簿の一致を確認するよう指導を行った。</p>
<p>25 予約関連情報のホームページ開示及びシステム利用による予約方法の検討 勤労者福祉会館を利用したことがない者への周知はホームページが最も適しており、予約の開始時期や予約決定方法のプロセスをホームページ上で開示することを検討されてはどうか。 京都府が提供する公共施設予約システムは、利用者に対する新たな予約手段の提供と公平な抽選機能を同時に果たすことができるものであり、潜在的利用者の利便性と公平性・平等性向上のため、同システムの導入について一考の余地があると考えられる。 (報告書 264 ページ)</p>	<p>(労働政策課) 全ての会館において、予約の開始時期や予約決定方法をホームページに掲示しており、引き続き、利用者の利便性の向上に向けた取組を検討してまいりたい。</p>

平成29年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

- 第1 包括外部監査テーマ  
地方三公社の現状と課題について
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置  
次のとおり

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>6.1.1 長期間におよぶ赤字の計上</p> <p>住宅供給公社では、平成26年度を除き、直近10事業年度、継続して赤字が計上されている。平成26年度についても補助金と消費税の還付金という特殊事情があり、それがなければ他の年度同様赤字である。堀川田地再生事業のため家賃収入が減少しているという事情もあるが、個別にも赤字の事業が多く、独立した事業体としては問題である。</p> <p>また、京都府としても持続可能な財政構造を確立するため、外郭団体に対して自主的・自立的経営の確立を求めており、さらなる収入確保や経費節減等を通じて黒字化していく必要がある。</p> <p>(報告書 133～134 ページ)</p>	<p>(住宅課)</p> <p>令和元年6月に京都府住宅供給公社経営計画(令和元年度～令和3年度)を策定し、公社全体の経営方針や個別事業毎に収益目標を定め、効果的・効率的な業務改善に取り組んだ結果、令和3年度決算において事業収支・当期純利益ともに黒字となり、公社の自主的・自立的経営の基盤となる財政構造を確立した。</p>	措置済み

平成24年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

- 第1 包括外部監査テーマ  
情報システムに係る財務事務の執行について
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置  
次のとおり

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>ii 主要なシステムが全て業務継続計画に反映されていない</p> <p>京都府庁地震業務継続マニュアル(全庁版)には、情報政策課が所管するシステムしか記載されておらず、他部署で所管しているものについては記述されていない。</p> <p>情報政策課が所管しているシステム以外にも、主要なシステムは業務継続計画に反映して復旧対策等を講じる必要がある。</p> <p>(報告書 164 ページ)</p>	<p>(災害対策課)</p> <p>各部署が所管するシステムについて調査した上で、令和3年度に「京都府庁地震業務継続マニュアル(全庁版)」を改定し、被害情報等を市町村等とリアルタイムに共有するとともに、きょうと危機管理WEB、防災・防犯情報メールなどを通じて、府民向けに情報発信するシステムである京都府総合防災情報システムを新たに追記した。</p> <p>また、あわせて、既に記述しているシステムについても所管課を明記することとし、停電時等における復旧対策を見直した。</p>	措置済み
<p>(ア) 復旧等優先すべきシステムが明確に定義・認識されていない</p> <p>大規模災害発生時に速やかな対応を図るためにも、明確に定義し、京都府庁地震業務継続マニュアル(全庁版)に状況を記述することが必要である。</p> <p>(報告書 171 ページ)</p>	<p>(災害対策課)</p> <p>令和3年度に「京都府庁地震業務継続マニュアル(全庁版)」を改定し、災害対応に不可欠なデジタル疎水ネットワークシステム及び京都府総合防災情報システムを優先復旧すべきシステムとして位置付けた。</p>	措置済み
<p>(イ) バックアップが庁舎外保管されていない(新人事給与、人事、教職員人事電算、行政事務支援)</p> <p>業務継続計画基本指針に定めたとおり、バックアップデータは庁舎外にも保管し、庁舎に大きな被害が発生した場合でもシステム復旧・データ復旧をできるようにする必要がある。</p> <p>(報告書 171 ページ)</p>	<p>(情報政策課)</p> <p>新人事給与システムについては平成25年度に、行政事務支援システムについては令和3年度にバックアップデータを庁舎外で保管できるようにし、復旧体制を構築した。</p>	措置済み

平成18年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

第1 包括外部監査テーマ

公営3企業の経営管理の是非と将来の姿について

第2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>② 未償却ダム使用权の問題 乙訓浄水場の未償却ダム使用权については、施設能力未整備をもって費用化されていないことから投下資本の回収が出来ていない。 (報告書 69～70 ページ)</p>	<p>(公営企画課) 令和元年12月に京都府営水道事業経営審議会から知事へ答申された内容を踏まえ、乙訓浄水場の未償却ダム使用权を含む、いわゆる未利用等の水源費については、受水市町に便益をもたらすことが見込めないことから、費用化(料金化)せず、投下資本の回収をしないこととした(減損処理)。 なお、これにより生じた多額の累積欠損金は、令和3年9月議会の議決を経て、減資を行い解消した。</p>	<p>措置しない</p>